

令和6年度 特定技能外国人と介護事業所等とのマッチング事業業務委託」に係る質問・回答表			令和6年11月6日 福祉局高齢社会部高齢社会政策課
No.	質問項目	質問内容	回答
1	事業内容について	目的に外国人介護人材を現在雇用していない事業所とあるが、雇用とは履行期間中に別在留資格の技能実習生、EPA、永住者を含めて外国人材の雇用していないという認識でよろしいか。	ご認識の通りです。
2	事業内容について	事業所とあるが、同法人内で別事業所では現在雇用しているが、該当事業所では雇用していない場合は対象と考えてよろしいか。	ご認識の通りです。
3	事業内容について	目標に雇用先5事業所以上、内定者5名以上とあるが、雇用先と内定者はどちらが優先されるのか。	優先度は定めておりませんが、雇用先5事業所以上確保できない場合は「提案書仕様書 8」に記載のとおり、契約額の変更を行います。なお、ひとつの事業所につき雇用は複数名が望ましいと考えており、1名を予定・計画される場合は、その理由も含めご提案ください。
4	事業内容について	受託後の事業説明会を実施するにあたり、社会福祉協議会などの介護団体への協力要請を考えたいが、福岡市からの受託事業である旨は伝えても差し支えないか。	差し支えありません。受託にいたった場合、お打ち合わせのうえ、進められたらと思います。
5	事業内容について	本年度4月に公示された同様の公募があったが、全く別の公募か。	ご認識の通りです。
6	事業内容について	4月公募が履行期間中だと思うが(①)、マッチング率はいかがか(②)。難しい点や注意点があったら、業務遂行のために、受託後に情報の共有いただくことは可能か(③)。	①4月に公募した「令和6年度 特定技能外国人と介護事業所等とのマッチング支援事業業務委託」事業は既に終了しています。 ②マッチング率は0%です(参加介護事業所がいなかったため)。 ③可能です。
7	事業内容について	契約期間として4ヶ月程になるが、今回の公募では、人材の紹介を行い雇用契約を結ぶまでの事業の認識でよろしいか。	ご認識の通りです。
8	事業費について	総事業費から捻出される費用の内訳は、マッチング後の入国管理局への申請費用や紹介料に充てることは可能か。	マッチング後の入国管理局への申請費用や紹介料を含め、事業目的の達成のために必要とお考えの費用につきましては、事業費から支出していただいて差し支えありません。
9	提案競技について	プレゼンテーションについてですが、「福岡市役所付近からのプレゼンテーション」とあるが、どういう意味か。	福岡市役所または周辺の会場でプレゼンテーションを行っていただくという意図でした。
10	参加申込資料について	随意契約伺の書類の見積書は見積金額の根拠となる資料などが別途必要か。	公募要項 P4「11 企画提案書等の提出」に記載のとおり、事業費積算資料の提出が必要です。
11	事業内容について	当業務受託する事業者(仮に受託した場合の弊社)が、支援機関として、特定技能登録支援機関として人材を介護事業者にご紹介することは可能か。	ご認識の通りです。
12	事業費について	①他の登録支援機関にも門戸を広げるために、採用祝い金のような形式で、受入機関(福祉事業者)に30万円程度の支援をするための予算として利用することは、可能か。 ②福岡への出張費用などは、予算に含めることは可能か。 ③セミナー等の会場は、市役所の会議室などを使用はなく、会場は別途当該予算の中で手配をするよう試算した方がよいか。 ④当該予算の中で、支援をするための教育マニュアルや教育動画を作成する費用は予算に含まれるのか。	①人件費などを含め介護事業所における初期費用の軽減のため必要な経費に充てることは可能です(採用祝金のような単に給付を目的とするものは不可) ②、④事業目的の達成のために必要とお考えの費用につきましては、事業費から支出していただいて差し支えありません。 ③ご認識の通りです。
13	事業内容について	福岡市指定介護サービス事業所を募集し、セミナー開催をするために事業業者へのご案内は福岡市の協力は得られるのか。	事業遂行に必要な事業者の募集は、本事業の根幹であり、受託事業者様のノウハウを発揮していただきたいと考えております。もし本市に事業目的達成のために協力できることがございましたら、具体的にご提案ください。
14	事業費について	採用後、年度を超えて、日本語教育や介護福祉士教育を行い、定着化支援をする場合、当該予算が対象とする範囲は、令和7年3月31日までに支払われた費用までとなるのか。 例)採用時に受入機関が年間教育費として、令和7年1月に支援機関に支払った場合、年間費用を3月31日まで期間按分した費用分のみが、当該予算の範囲となるのか。	提案競技において検討いたしますので、想定される状況やリスクを踏まえた予定費用と支払いの必要性について具体的にご提案ください。 事業目的の達成のために必要とお考えの費用につきましては、事業費から支出していただいて差し支えありません。
15	事業費について	現在特定技能ビザもしくは特定技能ビザ取得のための特定活動ビザの取得に1～3ヵ月かかる中で、令和7年3月31日までにビザの許可が間に合わない可能性があるが、その場合、採用費用等の拠出が令和7年3月31日までに間に合わない場合、予定費用を支給対象に含めることは可能か (入国管理局の許可が、変動的なので、受入機関(介護事業者)から、当該事業開始後質問がくることが予想される)	提案競技において検討いたしますので、想定される状況やリスクを踏まえた予定費用と支払いの必要性について具体的にご提案ください。 事業目的の達成のために必要とお考えの費用につきましては、事業費から支出していただいて差し支えありません。
16	事業内容について	前回令和6年4月に募集していたマッチング事業と同様の事業と見受けらるが、前回との違いはどのような点か。	前回から、提案仕様書を一部変更しておりますが、同様の目的の事業となります。
17	事業内容について	前回令和6年4月の募集時には仕様書に介護施設向け・海外日本語学校等向けのセミナーの開催が要件としてありましたが、今回は特段必須ではないという認識で問題ないか。 当社としては、マッチングに当たり、興味を持っていただいた介護事業所様にはオンラインでの説明会や個別相談会を随時実施する予定。	必須ではありません。事業目標のために必要な取組をご提案ください。
18	事業内容について	仕様書に「海外からの特定技能外国人と外国人介護人材を現在雇用していない介護事業所等とのマッチングを行うことで、外国人介護人材の新規就労の促進を図る。」とあるが、「海外からの招聘人材のみ」が対象か。あるいは「国内在住の外国人」も内定者の対象になりますでしょうか。法人から「国内在住の外国人」を希望された場合の対応について教えてほしい。	「国内在住の外国人」は非対象です。法人から国内在住の外国人を希望された場合は情報共有等のみを行うとし、成果には含めません。
19	事業内容について	外国人介護人材を現在雇用していない介護事業所等、に関してはスケジュール的に効率よくアプローチを掛けたいため、もし、福岡市様で「外国人介護人材の採用実績のある(なし)の介護事業所のデータ」を持っていたら、共有は可能か(多少古いデータでも可)。	時点で状況の変化はあると考えられますが、共有は可能です。